第２節　勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度（国公法第86条）は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たることで、職員が勤務条件の積極的な改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。事案の処理に当たっては、判定により人事院の判断を示すことを基本に処理を進めることとしているが、場合によっては、要求内容、事案の性質等に応じてあっせん等により解決を図っている。

行政措置要求の審査は、規則13―２（勤務条件に関する行政措置の要求）に定められた手続に従って行われる。事案の審査に当たっては、迅速な実地調査の実施、判定の発出を行い、事案の早期処理に努めている。

平成25年度は、新たに受け付けた７件と前年度から繰り越した10件の計17件が係属したが、その処理状況は、判定を行ったもの２件、取下げ・却下等６件であり、平成26年度に繰り越したものは９件である（表７―２）。

表７―２　平成25年度行政措置要求事案判定一覧

事案番号	判定年月日	要求内容	判定
20-131	26.3.19	4級昇格の差別是正等	棄　却
24-　7	26.3.24	超過勤務手当の未払分の支給	棄　却

第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査制度（補償法第24条）は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者等から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の審査制度（補償法第25条）は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

災害補償等の審査は、規則13―３（災害補償の実施に関する審査の申立て等）に定められた手続に従って行われる。事案の審査に当たっては、事案処理に関する目標を定め、迅速な実地調査の実施、判定の発出を行い、事案の早期処理に努めている。

平成25年度は、新たに受け付けた16件と前年度から繰り越した66件の計82件が係属したが、その処理状況は、判定を行ったもの23件、取下げ・却下２件であり、平成26年度に繰り越したものは57件である（図７―１、表７―３）。

図７―１　平成25年度判定事案の内容別内訳

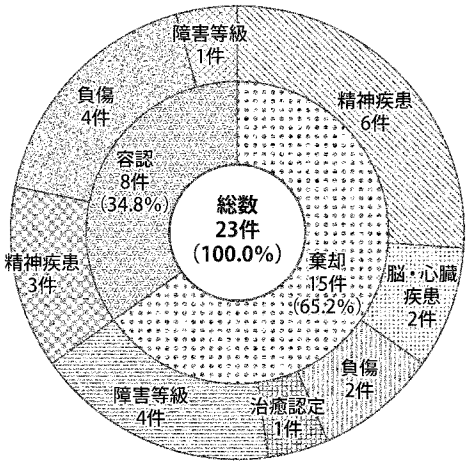


表７―３　平成25年度災害補償審査申立事案判定一覧（計23件）

指令番号	判定年月日	申立内容	判定
13-　12	25. 4.12	自律神経失調症に係る公務上の認定	棄　却
13-　13	25. 4.12	外傷性脳損傷に係る公務上の認定	棄　却
13-　14	25. 4.12	腰椎椎間板ヘルニアに係る治癒の認定	棄　却
13-　74	25. 9.20	不安障害に係る公務上の認定	棄　却
13-　77	25. 9.30	心タンポナーデ、急性大動脈解離に係る公務上の認定	棄　却
13-110	25.10.25	頸椎捻挫兼末梢性神経障害等に係る公務上の認定	容　認
13-111	25.10.25	抑鬱状態、急性大動脈解離に係る公務上の認定	棄　却
13-115	25.11.13	頭部打撲、頸椎捻挫、腹部打撲に係る公務上の認定	容　認
13-118	25.11.22	ストレス関連障害及び適応障害に係る公務上の認定	容　認
13-119	25.12.　3	脳内出血に係る公務上の認定	棄　却
13-120	25.12.　3	右手舟状骨骨折、右脛骨高原骨折等に係る障害等級の決定	棄　却
13-124	25.12.20	右膝蓋骨脱臼、右膝関節軟骨障害（外傷後）等に係る公務上の認定及び治癒の認定	棄　却
13-125	25.12.25	鬱病に係る公務上の認定	棄　却
13-　1	26. 1.17	左股臼蓋骨折等に係る障害等級の決定	棄　却
13-　4	26. 1.31	腰椎捻挫及び仙腸関節障害に係る公務上の認定	容　認
13-　4	26. 1.31	腰椎捻挫及び仙腸関節障害に係る通勤災害の認定	容認（公務）
13-　5	26. 2.　7	外傷後ストレス障害に係る公務上の認定	容　認
13-　9	26. 2.28	鬱状態に係る公務上の認定	棄　却
13-　10	26. 3.12	鬱病に係る公務上の認定	棄　却
13-　11	26. 3.12	頭部打撲、頸椎捻挫等に係る障害等級の決定	棄　却
13-　13	26. 3.14	抑鬱反応（自殺）に係る公務上の認定	容　認
13-　16	26. 3.28	脳挫傷、右大腿骨骨折、右肋骨骨折等に係る障害等級の決定	棄　却
13-　17	26. 3.28	左肩甲骨骨折、右眼球打撲、鬱状態等に係る障害等級の決定	容　認

第４節　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度（給与法第21条）は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13―４（給与の決定に関する審査の申立て）に定められた審査手続に従って行われている。

平成25年度は、昇給や勤勉手当に関する申立てを中心に27件の申立てがあり、これに前年度から繰り越した37件を加えて、係属件数は64件となった。その処理状況は、決定を行ったもの11件、取下げ・却下等９件であり、平成26年度に繰り越したものは44件である（表７―４）。

表７―４　平成25年度給与決定審査申立事案決定一覧

指令番号	決定年月日	申立内容	決定
13-　75	25. 9.20	平成21年12月期の勤勉手当の成績率 平成22年1月1日の昇給区分	棄　却
13-117	25.11.22	平成23年1月1日の昇給区分	容　認
13-　2	26. 1.17	平成23年12月期の勤勉手当の成績率 平成24年1月1日の昇給区分	棄　却
13-　7	26. 2.14	平成24年6月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13-　14	26. 3.19	平成18年4月1日の俸給切替時の決定号俸	棄　却
13-　15	26. 3.19	平成23年6月期の勤勉手当の成績率 平成24年1月1日の昇給区分 平成25年1月1日の昇給区分 平成25年6月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13-　18	26. 3.28	単身赴任手当の認定	棄　却